

平成29年度 第4回与板警察署協議会議事概要

開催日時	平成30年3月12日（月）午前10時00分から午後0時まで		
開催場所	与板警察署（講堂）		
出席者	委員 (定数5人)	山田(勝)会長 山田(和)副会長 年友委員 早川委員 金泉委員 (会長・副会長以下50音順)	計5人
	警察	根立署長 大川次長 警務課長 生活安全課長 交通課長	計5人

管内の治安情勢

署長から、平成29年中及び平成30年2月末現在の管内の治安情勢について資料に基づき説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

署長等から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

1 犯罪抑止対策の推進について

○ 12月15日

出雲崎郵便局において、特殊詐欺被害防止推進員と一緒に、特殊詐欺被害防止や悪質商法被害防止広報を実施した。



- 12月22日
署長訓示後、与板町地内、星殿橋東詰において年末特別警戒を実施した。



- 2月15日
与板警察署管内の金融機関・コンビニエンスストアに対し、特殊詐欺被害防止のポスターを配布して特殊詐欺被害防止広報と協力依頼を実施した。



- 1月19日
寺泊小学校において、校舎内に不審者が侵入したとの想定で避難訓練を実施し、児童に対しては不審者への対応要領や犯罪被害の防止を指導し、学校職員に対しては不審者への対応訓練と児童の避難訓練を実施した。



- 2月1日
与板中学校に来年度入学する新入生の保護者に対し、スマートフォン利用による犯罪被害防止やトラブル防止について講話を実施した。



2 交通事故防止対策の推進について

(1) 交通安全講話及び広報活動の推進

ア 高齢者・一般（ドライバー）講習

(H29. 12月～H30. 2月) 15回 対象412人

イ 冬の交通事故防止運動の実施（12月11日～12月20日）

飲酒運転の根絶及び横断歩行者の保護などを運動の重点とした飲食店訪問や、高齢者世帯訪問などの啓発活動を実施した。



(2) 悪質・危険・迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りの強化

○ 平成29年11月末の指導取締り状況について説明した。

(3) 赤ランプ活動・街頭指導の強化

当署の対策として、

ア 薄暮時間帯から夜間における街頭活動、交通指導取締りの強化

(ア) ICレコーダーと拡声器を使用した赤ランプ活動、駐留警戒

(イ) 悪質・危険性の高い違反のほか、シートベルト・チャイルドシート着用義務違反の取締り推進

イ 高齢者世帯訪問の実施

ウ 防災無線などでの広報依頼

などを実施した。

3 住民の相談・要望への誠実な対応について

○ 相談対応に対する感謝激励

平成29年中感謝激励は13件であり、

(刑事関係 2件、交通関係 5件、生安関係 1件、警務関係 5件)

主なものは、

- ・ 器物損壊事件処理への感謝（刑事関係）

- ・ あおり運転トラックへの指導に対する感謝（交通関係）
- ・ 迷い老人の救護に対する感謝（生安関係）
- ・ 施設見学等に対する感謝（警務関係）

であった。

平成30年3月6日現在は5件であり、
（交通関係2件、地域関係3件）

主なものは、

- ・ つきまとい容疑事案における警戒活動への感謝激励（地域関係）
- ・ 交通障害、道路障害解決への感謝（交通関係）

である。

4 効果的な地域安全活動事例

- 高齢独居老人救護事案（12月29日）
年末警戒中の署員2人が、住民から「新聞や牛乳が置いたままのお宅がある。」との届出を受け訪問し、動けなくなっていた高齢女性を発見救護した。

その他の業務推進状況

1 拾得物の取扱状況について

平成29年中に与板警察署に届けられた拾得物は301件で、そのうちの約30%に当たる90件が寺泊交番への届け出であった。また、遺失者への返還については、約半数(48%)の147件であった。（拾得物の返還率は、3年連続県下1位）

平成30年もこの傾向は続いており、拾得物32件のうち約21%に当たる7件が寺泊交番への届け出であった。

警察では、

- ・ 落とし物をしたときは最寄りの警察署又は交番・駐在所に「遺失届」を出しておくこと（電話で受け付け可能）
- ・ 落としやすい物には、万一に備え記名をすること
- ・ 県警のホームページでも落とし物検索ができること

等を広報している。

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1 犯罪抑止対策の推進について

- (1) 高齢者を対象とした特殊詐欺被害抑止対策の推進
- (2) 窃盗犯被害（侵入盗・車上ねらい・乗物盗）の防止対策の推進

2 交通事故防止対策の推進について

- (1) 高齢者と子供に対する交通安全教育の推進
- (2) 悪質・危険・迷惑性の高い違反に対する取締りの強化
- (3) 季別交通安全運動の実施

3 住民の相談・要望への誠実な対応について

- (1) 相談・要望への適切な対応

- (2) ストーカー、DV等人身安全関連事案の迅速な対応
- (3) 他の専門機関への確実な引継ぎ

諮問に対する意見・質疑等

- 1 今年の冬は豪雪で小学生の通学路の除雪が間に合わず、車道を歩いて通学する姿を度々見掛けた。今回の様な豪雪時には、送迎バスを出すなどして小学生の通学時の安全を図ったらどうか。
 - 今回の様な豪雪では警察だけでの対応には限界がありますので、行政機関と連携して通学時の交通事故防止の一環として検討してまいりたいと考えます。
- 2 先般、高齢者の当て逃げ事故があり、90歳代の高齢者が行為者と判明した。噂ではこの高齢者は度々事故を起こしていると聞き、非常に危険だと思った。こういう高齢者から強制的に免許を取り上げることはできないのか
 - 現在のところ、事故を起こしたからと言って強制的に免許証を取り上げることはできません。免許更新時の検査で認知症等の病気と診断を受けた、事故で行政処分点数が多くなり取り消し処分になったなどの理由が必要です。
今回のケースで警察としてできるのは、本人の家族の協力を得ながら本人に免許証の返納を促すことです。
- 3 高齢女性を救護したことはとても良かった。過去には、新聞が溜まっていたので様子を見に行ったら死亡していたというケースもあった。与板署管内には高齢者の独居世帯が多くある。昔から近所付き合いが長ければ、二、三日姿が見えなければ声を掛け合うこともできるが、今の方達はそれほどの付き合いはなく、民生委員や警察の皆さんから声を掛けてもらうことになると感じている。今回と同じような事があったらお願いしたい。
 - 地域住民の安全安心を守ることは警察の責務です。引き続き地域のために職務を遂行していきますので遠慮なく申し出てください。
- 4 間もなく春になり、ピカピカの新一年生が入学する時期になる。最初の頃は、先生方などが登下校時に新一年生と一緒に通学し交通事故防止に努めているが、それも最初の頃だけというのが現状だ。警察も新一年生の交通ルールの指導や通学路の見守りをしていただき、新一年生が交通事故に遭わないようお願いしたい。
 - 4月には春の全国交通安全運動が行われますので、委員がおっしゃられたとおり、警察も新一年生が交通事故に遭わず、安心して登下校ができるよう街頭監視活動を強化し、交通事故防止に努めます。

答申

与板警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

速度等取締り指針の策定

署長及び交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締り及び重点路線における速度取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

協議会及び若手警察官との懇談会の状況

【 会議開催状況 】



【若手警察官との懇談会の状況】

